

(法第 28 条第 1 項関係様式)

## 2013 年度事業報告書

特定非営利活動法人こむの事業所

### 1 事業の成果

2013 年度は、パソコン事業を開始するとともにレストラン及びこむの市場の売り上げを大幅に伸ばすなど積極的に事業開拓に取り組んだ結果、事業実績は伸びたが、電気料金の値上げや消費税の課税など経費の増加も著しく、特別雇用開発助成金などを除いた事業だけの収支均衡までは至っていない。

一方、障害のある職員の雇用及び職域の開発については、パソコン事業に 2 人が従事するなど職域開発を進めてきており、2014 年度当初には清掃部門の拡大もあり、20 人が在籍する状況にある。

これらの取り組みを通して、障害者をはじめ仕事を得にくい人々の仕事づくりを目指す法人の目的に則した事業展開を果たしてきた。

#### (1) ビル管理事業

##### ① 宝塚市立老人福祉センター・大型児童センター清掃の受託

事業開始年度の課題であった業務の品質改善については、日々の工夫改善の努力が実り、課題はあるが委託者からの一定の信頼を得るに至っている。

また、障害のある職員の業務については、引き続きチーム方式を採るとともにリーダーによる作業能力を高めるための取り組みを強化した。

これらの基盤づくりを踏まえて業務の拡大を目指し、障害のある職員の従事者を増やすなど準備を進めた結果、優先発注推進法の制定など社会的支援にもあずかりながら 2014 年度から市立健康センターの清掃業務を受託することとなった。

##### ② マンション清掃受託他

民間マンションの清掃業務については、事業採算が困難な中で責任を果たしてきたが、配置職員の合理化を図りながら、職業能力向上に取り組んでいる職員の職場として受託を継続することとしている。

### ③ 駐車場管理

駐車場管理業務については、脳性まひなど身体に重度の障害のある人の職場として可能性があるため、就労支援機関と連携して実習を受け入れるなど取り組みを進めた結果、1名を採用し定着しつつある。

今後も、他の業務には従事が困難な障害の特性のある人の貴重な職場として取り組みを進めていくこととしている。

## (2) 食事サービス事業

### ① 宝塚育成事業所給食受託

2012年度から受託を開始した宝塚育成事業所の給食調理業務については、1名の職場として安定的に業務が実施できているが、こむの事業所と離れた職場であるため、他の職員との一体感をどのように醸成するかが課題である。

### ② めふプラザ給食受託、こむの事業所給食

前年度に引き続きめふプラザの給食を受託するとともに、こむの事業所職員の給食を食事サービス事業の基本事業として実施した。

### ③ レストラン「こむず」の営業

前年度に取り組んだメニューの充実及びちらしの作成配布など営業努力を引き続き重ねたことにより利用客の大幅な増加が得られた。

通常の営業の他、新たにクリスマスディナーを実施したことにより、パーティの受注などの可能性が得られ、展開を検討している。

障害者スタッフの業務に関して、ホールサービス業務及び厨房の業務については、引き続きジョブコーチが必要な状況にある。

### ④ おせち事業

事業開始とともに実施してきた宝塚市社会福祉協議会、歳末たすけあいのおせち事業をとりやめ、独自事業として試行的に尼崎三和市場と共同で実施し、新年度には本格事業とすることとしている。

### (3) こむの市場事業

#### ① 生鮮野菜・米の販売

前年度に引き続き仕入れ先の拡大、販売の促進に重点的に取り組んだことにより売り上げの大幅な増加につながり、障害のある職員 1 名の職場となっている。

新たな機関との連携として徳島県美馬市地域雇用創造協会から農産物加工品を仕入れ販売しており、新年度には新たに土曜市の開催を計画している。

#### ② その他の取り組み

加工食品の生産について調査を行い、検討を進めている。

### (4) パソコン事業

前年度に試行的に実施した結果を踏まえて、パソコン等電子機器の技術を有する職員を採用し、パソコンソフト等の知識を有する障害者スタッフ 2 名の配置と合わせてパソコン事業チームにより事業を開始した。

データベース事業を目指しては、ボランティアによる支援を受けてこむの事業所人事データベースシステムの開発実用化を果たすとともに社会福祉協議会ボランティアセンターのデータベースシステム開発を行い、販売に向けての改善調整を進めている。

### (5) その他

#### ① 住居利用

本年度の利用は、夫から追い出しを受けた母子 5 人が、一時的住まいとして児童養護施設の支援を受けて 7 日間の利用を行ったほか、福島県の原子力発電所事故から避難している子どもの心のケアのために 2 家族が述べ 10 日間の利用を行ったにとどまり、本来の設置趣旨に則した利用の促進が課題である。

#### ② アトリエ利用

現在アトリエについては、パソコン事業の工房としての利用が主となっているほか、めふプラザのアート活動及びガラス工芸について、こむの事業所の職員も参加しながら製作に利用している。今後利用ルールを明確にし、工芸作品の商品化に幅広く利用参加が得られるように取り組む必要がある。

## 2 事業実施に関する事項

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (千円)
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業	ビル管理事業	通年	宝塚市立老人福祉センター・大型児童センター、こむの事業所 宝塚市売布東の町 12-8、9 ヌーベン・ヴァーグ 宝塚市湯本町 9-10 福祉コミュニティプラザ駐車場 宝塚市売布東の町 9 番地内	17 人	障害 10 人 就労要支援 3 人	15,382
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業	食事サービス事業	通年	宝塚育成事業所内厨房 宝塚市安倉西 4-1-7 こむの事業所 宝塚市売布東の町 12-9	11 人	障害者 4 人	20,767
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業	こむの市場事業	通年	こむの事業所 宝塚市売布東の町 12-9	2 人	障害者 1 人	7,936